

## 【市街化調整区域内の既存の権利者の届出】

### 22 市街化調整区域内の既存の権利者の届出について

## 22 市街化調整区域内の既存の権利者の届出について（法第34条第十三号）

法34条第十三号の規定による届出に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本1部及び写し2部**を作成し、届出地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第6章第2節13を参照ください。

◇ 市街化調整区域内の既存の権利者の届出の必要図書

添付順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	市街化調整区域内の既存の権利者の届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入	有
2	位置図	・縮尺は1/50,000以上 ・届出地を赤で明示	
3	土地登記事項証明書	・法務局が交付する登記事項証明書を添付 ・届出日前3箇月以内のものを添付	
4	農地転用許可書の写し	・届出地が農地であった場合に添付	
5	その他知事が必要と認める図書		

・図面には、作成者が記名をしてください。